

夜間金庫規定

2020年4月1日 改定

1. (この規定の取引に係る契約の成立)

当金庫は、お客さまからこの規定の取引に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、当金庫がこれを承諾したときに、当該取引に係る契約が成立するものとします。

2. (利用目的)

この夜間金庫は、当店における本人名義の当座勘定、普通預金、その他の預金へ入金するため窓口営業時間外に利用してください。

3. (利用方法)

(1) この夜間金庫を利用するときは、現金のほか預金に受入れることのできる証券類（以下「証券類」という。）を、当金庫所定の入金票および通帳等とともに当金庫所定の入金袋（以下「入金袋」という。）に入れ、その入金袋を施錠のうえ夜間金庫に投入してください。

なお、入金票には氏名、口座番号、入金額、その他必要事項を記入してください。

(2) 入金袋を投入したのちは、夜間金庫の扉が閉じたことを確認のうえ、利用記録票を受け取ってください。

4. (預金への受入処理)

(1) この夜間金庫に投入された入金袋内の現金・証券類は、次の窓口営業時間開始後、当金庫所定の手続により確認のうえ指定の預金口座に受入れますので、遅滞なく受入金額を確認してください。

(2) 前項の取扱いにあたり、入金票に記載された金額が当金庫で確認した現金・証券類の金額と相違している場合には、預金への受入金額は当金庫で確認した金額によるものとします。この処理をしたうえは、当金庫はその責任を負いません。

5. (入金袋等の返却)

入金袋および通帳等は当金庫の受入手続終了後返却しますので、窓口営業時間中に来店のうえ受け取ってください。

6. (鍵の保管等)

(1) 投入口鍵は本人が保管し、その鍵を使用して夜間金庫扉の開閉を行ってください。

(2) 入金袋の鍵正副2個のうち、正鍵は本人が、副鍵は当金庫が保管し、入金袋の開閉に使用します。

7. (鍵、入金袋の喪失・き損)

投入口鍵、入金袋および入金袋正鍵を失ったとき、またはき損したときは、直ちに書面によって当金庫に届出てください。

なお、この場合、修理費、再製費または錠前等の取替えに要する費用を負担してください。

8. (損害の負担等)

この夜間金庫の利用にあたり、災害・事変その他の不可抗力による損害、投入口扉の不完全な閉扉、入金袋の不完全な施錠、その他当金庫の責めによらない事由により生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

また、この夜間金庫について第2条に定める目的によらない利用が行われ損害が生じても、当金庫は責任を負いません。

9. (解約等)

この契約は、本人または当金庫の都合によりいつでも一時中止または解約することができます。この場合には、投入口鍵、入金袋および入金袋正鍵を直ちに当金庫へ返してください。

10. (譲渡・転貸等の禁止)

この夜間金庫の利用権は譲渡・転貸または質入れすることはできません。

なお、投入口鍵、入金袋および入金袋正鍵についても同様とします。

11. (手数料)

この夜間金庫の使用にあたっては、別に定める使用料および預金入金取次帳発行料をお支払いください。

- (1) 夜間金庫ご利用に関する使用料は、支払方法が口座振替ご指定の場合は後払い（翌月）・口座振替以外の場合は当月払いとします。
- (2) 使用料は1口座当たりの料金です。
- (3) 預金入金取次帳発行手数料は発行の都度払いとします。

12. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、当金庫当座勘定規定、普通預金規定等の該当する預金規定により取扱います。

13. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨、変更後の規定の内容およびその効力発生時期を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以 上